

# 申請にあたっての必要書類について (20240101以降譲渡適用)

**※確認書交付を郵送で希望される場合、返信用封筒(送付先記載・切手貼付)を提出。**

	必要書類	原本・写し	確認内容・注意事項等	チェック	
①	申請書(被相続人居住家屋等確認申請書)	原本	2種類の様式があります。 <様式1-1>→家屋付 <様式1-2>→更地	1-1(家屋付) <input type="checkbox"/>	1-2(更地) <input type="checkbox"/>
②	被相続人の除票住民票	原本	○被相続人の死亡日、死亡時の居所を確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	相続人(全員)の住民票	原本	○死亡日から取壊日までの間に相続人が当該家屋に居住していなかったことを確認します。 ※譲渡日又は取壊日以降の住民票を提出 ※相続人が複数の場合は相続人全員の住民票が必要 ※被相続人の死亡時以降に居住地を2回以上移転している場合、戸籍の附票が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	不動産売買契約書の写し(土地等の売買契約書)	写し可	○解体後の敷地等の譲渡日を確認します。 ○契約の条件(特約条項等の内容)を確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	閉鎖事項証明書の写し	写し可	○相続した家屋の取壊日を確認します。 ※閉鎖事項証明書の取得が困難な場合は、除却工事契約書、建物滅失証明書等が別当必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	i 又は ii のいずれか				
i	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	写し可	○家屋を事業用等に使用しておらず、空き家であったことを確認します。(閉栓日、契約廃止日の確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ii	仲介業者の広告	写し可	○空き家であることを確認します。 ※広告のチラシ、HPの印刷(ただし宅建業者により作成されたもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	家屋、更地の写真	写し可	○敷地を事業用に使用していないことを確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合				
i	介護保険被保険者証の写し又は障害福祉サービス受給者証の写し	写し可	○要介護・要支援・障害支援区分等の認定を受けていたことを確認します。 ※老人ホーム入所時から相続開始日直前までのどこかの時点のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ii	施設入所時の契約書の写し	写し可	○施設名称、所在地、種類等を確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
iii	(A) または (B) のいずれか				
	(A) 電気、水道又はガスの契約名義及び使用中止日が確認できる書類	写し可	○被相続人が老人ホームに入所後から相続開始の直前まで、家屋を事業用等に使用していなかったことについて確認します。 ○契約名義が親族等であることを確認します。 ○相続発生日以降に解約等していることを確認します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(B) 老人ホーム等が保有する外泊・外出等の記録	写し可	○被相続人のために家屋を一定使用していたことを確認します。 ※左記書類が存在しない場合には、被相続人の家財道具等の保管場所として使用されていたことが分かる家屋内の写真などを提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>